



社会保険労務士法人
桑原事務所

NEWS

2025年3月5日号
育児休業給付金の延長手続きが変わります

1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

みなさま、おはようございます。

2025年4月から、育児休業給付金（以下「給付金」）の延長手続きが変わることをご存じでしょうか？現在育休中の従業員がいる、これから育休をとる予定の従業員がいる、といった会社さんはぜひご一読下さい。

子どもを保育所へ入所させることができなかった場合、市区町村が発行する「入所保留通知書」等をハローワークに提出することで、給付金の延長が認められます。これは、子どもを保育する者がいないため、育休を延長せざるを得ない状況に対する措置です。しかし、中には、給付金を延長したいがために、保育所への入所意思がないにも関わらず、入所申し込みをするようなケースもあったようです（たとえば、入所が見込めない保育所へのみ申し込みを行う等）。

【改正後】

従来の「入所保留通知書」等に加え、以下書類が必要になります。

- ・ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ・ 保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

申告書の様式や詳細は以下をご確認下さい。リーフレットを対象者にお渡し頂くのも良いかもしれません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

